

第 7 期香川県高齢者保健福祉計画の実施状況 (計画第 4 章 施策の展開関係)

○ : 計画に記載された施策

□ : 施策に対する事業実績

第 1 健康づくりと生きがいづくり

1 生涯を通じた健康づくり

(1) 生活習慣の改善

- 生涯を通じた健康づくりを推進するため「健やか香川21ヘルスプラン（第2次）」（平成25年3月）等に基づき、関係機関・団体と連携・協力して県民自らが生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。

- ・健康づくり協力店登録数：727店舗（令和3年3月末現在）
- ・三つ星ヘルシーランチ店登録数：64店舗（同上）
- ・生活習慣・食習慣改善事業の実施（出前講座やキャンペーン等）
- ・さぬきココロとカラダ健康習慣応援事業の実施（野菜や朝食、郷土料理等をテーマにした料理教室やキャンペーン）
- ・健康に自立して生活できる期間（健康寿命）を伸ばすために、定期的な健康診断やがん検診、歯科健診の受診といった主体的な健康づくりを後押しするかがわ健康ポイント事業を実施。

- 健康増進の基本的要素である栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康等に関する生活習慣等の改善を推進します。

- ・適度な運動習慣を身に付けることを目的に、講師を事業所やイベント等へ派遣。
- ・運動機能や移動能力の低下を中年期から予防するため、市町や職域と連携し、ロコモティブシンドロームの認知度向上とその予防を実践する「かがわロコモキーパー」を養成。（養成数：7,394人（令和3年3月末現在））
- ・生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、関係機関と連携し「歯と口の健康週間」における普及啓発や離島での歯科健診、歯科保健指導を行うなど、8020運動を推進。
- ・健康に自立して生活できる期間（健康寿命）を伸ばすために、定期的な健康診断やがん検診、歯科健診の受診といった主体的な健康づくりを後押しするかがわ健康ポイント事業を実施。

(2) 生活習慣病の発症・重症化予防

- がんや糖尿病等の生活習慣病の発症予防と重症化防止のため、地域や職域の関係機関、医療機関等と連携し、正しい知識の普及啓発や特定健診、がん検診の受診率向上に取り組めます。

- ・「かがわマンモグラフィサンデー」の実施
- ・「女性のがん対策強化事業」（令和2年度～）
- ・糖尿病対策検討会の開催
- ・小児生活習慣病対策検討会・連絡会の開催
- ・小児生活習慣病予防健診結果の分析や生活習慣改善のための普及啓発を実施。
- ・地域・職域連携によるメタボリックシンドローム対策の普及啓発を実施。
- ・働き盛り世代とその家族の健康づくりを支援するため、県と協会けんぽ香川支部が協働で「働き盛りの健康づくり支援事業～事業所まるごと健康宣言～」を実施。（健康宣言事業所：374事業所（令和3年3月末現在））

- 医療機関や関係団体と連携して、がん患者や糖尿病患者等の療養生活の質の維持・向上に取り組めます。

- ・がん診療連携拠点病院の相談支援センターやがん患者会によるがん患者に対する相談支援を実施。
- ・がん診療連携拠点病院等へ社会保険労務士等の専門家を派遣。

（3）こころの健康づくり

- 香川県自殺対策連絡協議会を中心に、関係機関が自殺対策についての情報交換や有効な施策についての協議を行い、自殺予防施策を推進します。

- ・香川県自殺対策連絡協議会を、書面により開催。
- ・香川県地域自殺対策強化交付金事業の実施（自殺予防・自殺対策等事業の実施、講演会開催、市町及び民間団体への補助等）
- ・かかりつけ医等うつ病対応力向上研修会を開催。
- ・こころの健康づくりに関する出前講座の実施（小学校、中学校、高等学校）
- ・リーフレットの作成・配布、電車の中刷り広告、新聞、WEB広告を活用した自殺予防の啓発活動を実施。

2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

（1）自立した日常生活への支援

- 地域全体への自立支援等に関する普及啓発を行うとともに、自立支援、介護予防の観点から実施する地域ケア会議、住民運営の通いの場等において、介護予防に向けた課題の解決や取組みが促進されるよう、関係機関団体と連携し、リハビリテーション専門職等の市町への広域派遣調整等や市町職員等への研修会を行います。

- ・住民運営の通いの場等において、リハビリテーションの専門的知見を活用して介護予防に向けた課題の解決や取組みが促進されるよう、リハビリテーション専門職等の研修を行うとともに市町への広域派遣調整等を実施。

(2) 要介護状態等になることの予防、軽減・悪化防止

- 市町が介護予防ケアマネジメントを適切に実施できるよう、地域包括支援センターの保健師等に対する効果的な研修や助言等を実施します。

・市町が介護予防ケアマネジメントを適切に実施できるよう、地域包括支援センターの主任介護支援専門員や保健師等に対する研修等を実施。

- 各市町で介護予防の普及啓発等の担い手として養成している「介護予防サポーター」が地域において積極的に活動できるよう、市町を支援します。

・「介護予防サポーター」の地域活動実績及び活動予定について調査を実施し、介護予防市町支援委員会にて検討を行い、市町担当者会で情報共有を図った。

- 市町が地域の実情に応じた介護予防事業を実施できるよう、市町と連携して効果的な介護予防事業の在り方を検討するとともに、研修の実施や適切な助言、先進的取組みの紹介等の必要な情報提供により、市町を支援します。

・介護予防を効果的に実践している自治体の作業療法士を講師に招き、自立支援の視点を持った窓口支援ができることを目的とした研修会を実施。
・介護予防市町支援委員会において、効果的な介護予防事業の在り方の検討を実施。
・地域包括支援センター職員研修会において、介護予防サポーターの育成及び活動状況を県内市町と情報共有。

- ロコモティブシンドロームやフレイル、大腿骨頸部骨折、誤嚥性肺炎など高齢化に伴い増加する病気などについて、高齢者の低栄養の予防や生活習慣の改善、運動機能・摂食嚥下機能の維持、口腔ケアなど、各市町とも協力し、保健・医療・介護の連携による総合的な予防対策に取り組みます。

・運動機能や移動能力の低下を中年期から予防するため、市町や職域と連携し、ロコモティブシンドロームの認知度向上とその予防を実践する「かがわロコモキーパー」を養成。（養成数：7,394人（令和3年3月末現在））
・生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進するため、関係機関と連携し「歯と口の健康週間」における普及啓発や離島での歯科健診、歯科保健指導を行うなど、8020運動を推進。
・健康に自立して生活できる期間（健康寿命）を伸ばすために、定期的な健康診断やがん検診、歯科健診の受診といった主体的な健康づくりを後押しするかがわ健康ポイント事業を実施。

3 高齢者の社会参加・生きがいづくり

(1) 高齢者の雇用・就業機会の確保と起業の支援

- 高齢者の安定した雇用の確保が図られるよう、定年の廃止、引上げや継続雇用制度の導入等について、事業主に対する周知を行います。

・ホームページにおいて、厚生労働省の高年齢者雇用安定法の説明ページや雇用環境整備等に係る助成金のページを紹介。

- 勤労意欲のある高齢者が、その知識と経験を活かし生きがいを持って働くことができるよう就業環境の整備について企業等へ要請を行います。

・経済4団体に対し、香川労働局等と合同で、持てる能力を最大限発揮できるよう、活用のための環境整備を図るよう会員企業に対する周知・指導を要請。

- 高齢者の多様な生き方に応じた就業機会の確保が図られるようシルバー人材センター事業の運営支援に努めます。

・公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会の運営事業に対し、補助金を交付。

- 就職を希望する高齢者が職業訓練を受けて就職につながるよう、県立高等技術学校における職業訓練や民間教育訓練機関等に委託する職業訓練を実施するとともに、職業相談・指導や再就職支援についての情報提供に努めます。

・県立高等技術学校において、高齢者に対する職業訓練を実施。

【令和元年度】

入校者14名（造園科7名、住まいリフォーム科3名、住宅建築施工科2名、
金属ものづくり科1名、ビル設備管理科1名）

修了者13名、うち就職者11名（令和2年3月末現在）

【令和2年度】

入校者11名（造園科8名、住まいリフォーム科2名、ビル設備管理科1名）

修了者11名、うち就職者8名（令和3年3月末現在）

- 高齢者の起業やコミュニティビジネスの立ち上げの促進に向けて、かがわ産業支援財団に設置した創業支援センターにおいて、専門家による経営等に関する相談や各種助成制度の情報提供等の支援を行います。

・高齢者の起業をはじめとする、経営全般にわたる課題に対して、相談や情報提供等の支援を実施。

- 香川県農地機構等での就農相談や、県立農業大学校における就農基礎講座、技術研修の実施等により、就農を支援します。

- ・ 香川県農地機構等での就農相談
- ・ 県立農業大学校での就農実践研修
- ・ 県立農業大学校での就農準備研修
- ・ 県立農業大学校での就農基礎講座（6月～11月）

（2）老人クラブ活動等の促進

- 老人クラブは、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを自主的に進めるほか、子どもの見守りなど地域の防犯活動や一人暮らし高齢者への友愛訪問活動、清掃活動等、地域を支えるさまざまなボランティア活動を行っており、超高齢社会の重要な担い手であるため、引き続き、老人クラブ活動を支援するとともに、加入の促進に努めます。

- ・ 高齢者の閉じこもりを防止するとともに、健康づくりと介護予防を推進し、併せて老人クラブの加入促進を図るため、「かがわ元気シニアスタンプラリー」を実施。
【令和元年度】応募者総数（有効票のみ）6,178通
【令和2年度】応募者総数（有効票のみ）4,636通

（3）高齢者が地域で活躍できる環境の整備

- 長年培った豊かな経験や知識、技能を地域のために生かしたいと考えている高齢者に活躍の場の情報提供を行い、活躍の場へ案内する「高齢者いきいき案内所」の認知度を高めるとともに、より効果的に活用し、高齢者の生きがいづくりや社会参加をより一層促進します。

- ・ 「高齢者いきいき案内所」を社会福祉法人香川県社会福祉協議会に設置し、高齢者を活躍の場へ案内するとともに、高齢者の豊富な知識・経験・技能を地域のさまざまなニーズに結びつけている。
相談件数 4,098件（令和2年度末までの累計）

- ホームページの「かがわ共助のひろば」において、ボランティア・NPOのほか、地域コミュニティ、企業など社会貢献活動を行う団体等の各種の情報を発信するとともに、広報媒体による広報啓発活動を行い活動への理解と参加を促進します。また、香川県社会福祉協議会における人材育成のための講座等を紹介し、ボランティアの養成を行います。

- ・ ホームページ「かがわ共助のひろば」において、ボランティア情報等を発信。

- 県立文化施設等で活動するボランティアを募集・養成する中で、高齢者が活動に主体的に参加できるよう配慮するとともに、香川さわやかロード、香の川パートナーシップ事業、さぬき瀬戸パートナーシップ事業等、地域のボランティア活動について、高齢者の参加も含めた地域全体の住民参加を促し、団体数の増加と活動の県内全域への波及を推進します。

・ 県立文化施設において、運営などの文化ボランティアを募集し、活動の場を提供するとともに、研修等を通してボランティアの育成を実施。

【県立ミュージアム（本館、瀬戸内海歴史民俗資料館）】

令和2年度の登録者数70名のうち、65歳以上の高齢者は33名

【東山魁夷せとうち美術館】

令和2年度の登録者数15名のうち、65歳以上の高齢者は13名

・ 栗林公園ボランティアガイドクラブ会員を募集。

【会員数】136人（令和2年4月1日）→128人（令和3年4月1日）

【ガイド利用者数】31,164人（令和元年度）→6,059人（令和2年度）

・ 香川さわやかロード、香の川パートナーシップ事業、さぬき瀬戸パートナーシップ事業などの地域のボランティア活動を促進。

- 農山漁村の高齢者の持つ優れた技術や知識、能力を社会活動の中で発揮する機会を広げるために設けている「香川県むらの技能伝承士」制度により、伝承活動を促進します。

・ 香川県むらの技能伝承士制度の推進

・ 公民館や小中学校、各種イベントで郷土料理等の伝承活動を実施。（登録者数 98名）

（4）高齢者の生涯学習・生涯スポーツの機会の拡充

- 高齢者が仲間づくりや知識、教養を身につけながら、自らの生きがいと健康づくりに取り組み、地域社会での実践的な指導者の育成等を目的として「かがわ長寿大学（高松校・西校）」について、広報媒体を活用した認知度向上に努めるとともに、内容の充実を図ります。

【令和3年度応募者の状況】

高松校 募集定員 50名、応募 91名、受講決定 128名、平均年齢 70.0歳

西校 募集定員 48名、応募 31名、受講決定 47名、平均年齢 69.4歳

※令和3年度の募集定員は、定員から令和2年度入学者のうち、入学を延期した者を除いた人数

- 大学と連携した「キャンパス講座」を実施し、大学講座を受講する機会を提供するとともに、インターネットを利用した生涯学習情報システム「かがわ学びプラザ するするドットネット」による生涯学習情報の提供、掲載内容の拡充による利用者サービスの向上に努めます。

- ・ 香川大学や高松大学と連携し、一般の人が大学生と一緒に講座を受講できる「キャンパス講座」を実施。（令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止）
- ・ 「かがわ学びプラザ」における生涯学習に関する情報を充実。

- 高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭（ねんりんピック）や各世代にわたるスポーツ愛好者相互の交流の場である県民スポーツ・レクリエーション祭への高齢者の参加を促進します。

- ・ 第33回全国健康福祉祭（ねんりんピック）岐阜大会への選手派遣（令和2年度派遣予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため、開催が令和2年度から3年度に延期された。）※なお、令和3年度も開催中止となった。
- ・ 第31回県民スポーツ・レクリエーション祭
 - ① ふれあいスポレク広場及びレクリエーション大会は中止（令和2年11月1日）
 - ② スポーツ大会 9月～10月を中心に14種目を実施。13種目中止

- 地域スポーツ活動の基盤となる総合型地域スポーツクラブの普及啓発やクラブを設立・運営できる人材の育成・資質向上を図り、クラブ活動の活性化を支援します。

- ・ 総合型地域スポーツクラブマネジャー養成講習会（令和2年12月5日、6日）中止
- ・ かがわ生涯スポーツフォーラム 中止
- ・ エキスパート派遣事業（随時）

第2 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり

1 地域における支え合いの仕組みづくり

(1) 地域共生社会の実現のための仕組みづくり

- 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを促進するため、市町と連携して住民への普及啓発等による気運の醸成に努めます。

・ 県社会福祉協議会で実施している地域福祉実践者研修など、地域で支え合う仕組みづくりのための事業に対し補助を実施。

(2) 地域で支える体制の整備

- 相談・援助活動を行う民生委員・児童委員は、地域福祉活動の重要な担い手であることから、市町、県・市町社会福祉協議会等との連携強化の下、担い手の確保と活動の充実を図ります。

・ 民生委員や市町社会福祉協議会職員等を対象に、地域リーダーの養成やスキルアップのための研修を行う香川県社会福祉協議会に対して事業費の補助を実施。

- かがわ長寿大学の卒業生や「高齢者いきいき案内所」の高齢者人材バンクに登録している団体や人材の有効活用を図ります。

・ 「高齢者いきいき案内所」を社会福祉法人香川県社会福祉協議会に設置し、高齢者を活躍の場へ案内するとともに、高齢者の豊富な知識・経験・技能を地域のさまざまなニーズに結びつけている。
相談件数 4,098件（令和2年度末までの累計）

- 元気な高齢者を中心に、地域住民がボランティアとして声かけ・見守り活動や居場所の運営ができる体制を構築するとともに、住民による声かけ・見守り活動や高齢者が集まりやすい常設型の居場所づくりを推進する市町を支援します。

・ 認知症予防三位一体推進事業として、新規に高齢者の居場所づくりに取り組む市町に補助を実施。（平成28～30年度末まで）
・ 声かけ・見守り活動や居場所づくりなどの地域支え合い活動の中核となる人材の養成研修を実施。

(3) 地域福祉を支える人材の育成

- 市町と連携して、地域における声かけ・見守りや居場所づくりなどの地域支え合い活動に取り組む人材を育成します。

・声かけ・見守り・居場所づくり活動の中核となる地域支え合い活動リーダーを養成するため、地域支え合い活動に関する知識・技術を習得するための研修を令和元年度まで実施。（平成30年度：県内2か所55名、令和元年度：県内3か所78名）

- 市町が行う生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート役を担う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の養成や協議体の設置・運営等について、市町が円滑に取り組めるよう支援します。

・生活支援コーディネーターの養成研修を実施。
（平成30年度 32名、令和元年度 29名、令和2年度 67名）
・生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置が円滑に取り組めるよう市町向けの研修会を、平成30年度に実施。

2 在宅医療・介護連携の推進

- 在宅医療を提供する病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所等の在宅医療関係機関と、在宅介護を提供する介護サービス事業所等の介護関係機関の連携の推進や広域的な調整を行うとともに、情報提供や普及啓発を行うなど、地域支援事業に位置付けられた在宅医療・介護連携推進事業を市町が円滑に実施できるよう支援します。

・在宅医療・介護連携に関する市町等勉強会やシンポジウム等を開催。
・相談窓口の人材養成として、在宅医療コーディネーターの養成を実施。
・医療及び介護従事者における多職種間の連携を促進するため、多職種の職能団体や大学等が参画する地域包括ケアシステム学会の体制整備を支援。

- 在宅医療・介護連携を推進するため、医師等を対象に在宅医療に関する理解の向上等を目的とした研修会を実施するとともに、地域の医療機関等において在宅医療に携わるコーディネーターを養成するほか、市町職員等を対象に多職種連携を図る研修等を企画・実施できる人材を養成するなど、在宅医療・介護を担う人材の育成に努めます。

・地域の医療機関等において在宅医療・介護連携の相談窓口を担える人材として、在宅医療コーディネーターを養成。
（平成30年度：43名、令和元年度：46名、令和2年度：34名）
・市町職員等を対象として、多職種連携を図る研修等を企画・実施できる人材を養成。
（平成30年度：18名、令和元年度：14名、令和2年度：中止）
※新型コロナウイルス感染症対策のため

- 在宅医療・介護の連携体制の強化を図るため、医療介護地域連携クリティカルパスの普及促進に努めます。

・医療機関と介護事業所や在宅関連施設などが連携して患者情報を共有する「医療介護地域連携クリティカルパス」を整備し、運用。

3 市町への支援と市町間の連携の促進

(1) 市町への支援

- 地域包括ケアシステムの構築に向け中核的な機関である市町地域包括支援センターの機能をより充実させるため、市町地域包括支援センターの職員を対象とした各種研修会や講演会、地域における先進事例の収集及び情報提供、相談に対する助言を行うなど、市町地域包括支援センター職員の資質向上を図ります。

- ・ 地域包括支援センターの職員を対象とした新規職員研修や介護予防ケアマネジメント研修等を実施。
- ・ より専門性を高めるための課題別研修会に係る参加費の費用負担を実施。
(平成30年度：7市町7名、令和元年度：5市町6名、令和2年度：中止)
※新型コロナウイルス感染症対策のため
- ・ 地域における先進事例の収集及び情報提供、相談に対する助言を実施。

- 地域包括ケアシステムの構築に資する取組みの一つである地域ケア会議を地域包括支援センターにおいて円滑に開催できるよう、必要な研修や先駆的な取組みの紹介、専門職の派遣調整等を行い、地域包括支援センターの体制強化を促進します。

- ・ 必要な研修や先駆的な取組みの紹介、毎月の開催回数等の把握を行うとともに専門職の派遣ができるようリハビリ専門職の研修を実施。
- ・ 「地域包括支援センター実践能力向上研修会」に係る参加費の費用負担等を実施。
(平成30年度：3市町3名、令和元年度：5市町5名、2年度：中止)
※新型コロナウイルス感染症対策のため
- ・ 先進事例として担当者会にて情報提供、相談に対する助言を実施。

(2) 市町相互間連携の促進

- 在宅医療・介護連携や、認知症施策等に向けた情報共有を行うことにより、市町相互間の連携を促進し、地域包括ケアシステムの構築の推進を図ります。

- ・ 在宅医療・介護連携や認知症施策等について、市町担当者会等を実施。

4 地域医療の充実

- 地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を示す「香川県地域医療構想」により、医療機能の分化と連携を適切に推進し、必要な医療の確保に努めます。

- ・ 医療関係者、有識者等で構成する地域医療構想策定検討会等の意見を聴きながら、平成28年10月に、地域医療構想を策定。
- ・ 地域医療構想の実現に向け、地域医療構想調整会議において、病床の機能分化・連携について議論・調整。

- かかりつけ医の重要性を地域住民に認識してもらうために、市町・医師会等と連携して、啓発等に努めます。また、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及・定着に努めます。

- ・ 歯と口の健康週間行事や県民公開講座等において、かかりつけ歯科医の重要性について普及・啓発を実施。
- ・ かかりつけ医の重要性について記載したリーフレットを作成。
- ・ かかりつけ医を持つことの重要性を認識してもらうため、3地域で講演会を実施。
- ・ 香川県薬剤師会等と連携して、「かかりつけ薬局」の普及・啓発に取り組むとともに、薬局のかかりつけ機能の強化と認知度向上のためのモデル事業を平成28年度から実施。

- 在宅医療を円滑に推進するため、在宅医療を実践できる医療従事者の育成や資質向上を支援するとともに、多職種連携を促進します。

- ・ 現在6か所の地域医療支援病院を指定。（総合病院回生病院、香川労災病院、高松赤十字病院、県立中央病院、三豊総合病院、高松市民病院）
- ・ 薬剤師、看護師、ケアマネジャー等を対象とした、在宅医療・介護における安全な服薬管理推進のための研修実施を支援（平成28年度～）

- 「在宅当番医制」等の初期救急医療体制の充実を図ることにより、二次・三次救急医療機関の負担を軽減し、重症患者への質の高い医療提供体制を整えるとともに、救急患者の円滑な医療機関への搬送及び質の高い病院前救護体制の整備等に努めます。

- ・ 関係機関の協力のもと、各地域において「在宅当番医制」の運用を行っているほか、毎年「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」における医療機関のリストを見直し、傷病者の症状、病態等に応じた適切な救急搬送体制を整備。
- ・ 二次救急医療を提供する医療機関に対し、入院医療を行うために必要な医療機器の整備に対する補助を実施。

- 県内の中核病院の患者情報を共有化し「かがわ遠隔医療ネットワーク（K-MIX）」に参加する施設と連携する、「かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX+）」についての参加医療機関の加入促進を図り、より密度の高い連携体制を構築します。

- ・ 県内の中核病院やかかりつけ医が診療情報を双方向に共有する機能や薬局の投薬情報を共有するかがわ医療情報ネットワーク（K-MIX+）のメリットの周知などにより、K-MIX+の参加医療機関の拡大を推進。

- へき地の医療提供体制の充実強化に努め、巡回診療、代診医師の派遣等のへき地医療対策の円滑かつ効率的な推進を図ります。また、自治医科大学卒業医師の派遣等、引き続き、へき地医療に従事する医師の確保に努めます。

- ・ 巡回診療や代診医師の派遣を実施したほか、自治医科大学卒業医師をへき地等の医療機関に派遣。
- ・ 離島住民が救急搬送のために海上タクシーを借り上げた経費に補助を行っている市町に対し、支援を実施。

- 歯科診療については、関係市町、歯科医師会等との連携のもと、巡回歯科健診・巡回診療の実施に努めます。

・ 関係市町、県歯科医師会との連携、調整のもと、巡回歯科診療の支援を実施。

5 地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

(1) 地域ケア会議の推進

- 多職種協働による個別事例の検討や地域課題の発見、政策形成等を行う住民も参加した地域ケア会議の適切な運営に係る市町担当職員等に対する研修、先進的取組事例の収集・情報提供、助言を行うとともに、関係する職能団体との調整を行い、市町の取組みを支援します。

・ リハビリテーション専門職2名を地域ケア会議の県アドバイザーとして育成し、各市町で開催される地域ケア会議へアドバイザーとして派遣。
・ 介護予防市町支援委員会（令和元年12月17日、令和2年12月24日（Web形式）開催）において、アドバイザーの活動報告及び市町の取組状況について報告を行い、今後の専門職団体による市町への支援体制に協力依頼を実施。

(2) 生活支援体制整備の推進

- 市町が、地域の実情に応じて介護が必要となる危険性の高い人や要支援者に対し、予防サービスや生活支援等を一体的に提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」を円滑に実施できるよう、市町職員への研修やホームページ等による取組み等の情報提供、相談に対する助言・指導、市町間の広域調整や必要な支援策の検討等を行います。

・ 各市町を訪問し取組み状況についてのヒアリングを実施し、市町支援のための担当者会等を実施。

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」における生活支援サービスの提供主体が確保されるよう市町に対する支援を行います。

・ 認知症予防三位一体推進事業として、新規に高齢者の居場所づくりに取り組む市町に補助を実施。（平成28～30年度末まで）
・ 声かけ・見守り活動や居場所づくりなどの地域支え合い活動の中核となる人材の養成研修を実施。

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、生活支援サービスの提供を行う市町等を支援します。

・ 認知症予防三位一体推進事業として、新規に高齢者の居場所づくりに取り組む市町に補助を実施。（平成28～30年度末まで）
・ 声かけ・見守り活動や居場所づくりなどの地域支え合い活動の中核となる人材の養成研修を実施。

6 認知症施策の推進

(1) 認知症への理解を深めるための普及・啓発

- 認知症の人や家族が安心して生活できる地域づくりを推進するため、地域で認知症の人や家族を見守る応援者である認知症サポーターの養成とその養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成に取り組みます。

・養成した認知症サポーター：111,834名（令和3年3月末現在の累計）
・養成した認知症キャラバン・メイト：1,302名（令和3年3月末現在の累計）

- 子どもの頃から認知症を身近なものとして理解し、認知症の人と地域で共に暮らせるよう、小・中・高校生に対する認知症サポーター養成講座の実施に重点的に取り組みます。

・県において作成した「香川県小中学生認知症サポーター養成講座テキスト」等を活用し、認知症サポーター養成講座を市町が実施。

- 認知症予防に効果があるとされる運動・栄養・社会交流の三位一体による認知症予防を推進するため、認知症予防の知識について普及啓発を行うとともに、認知症や認知症ケアに対する正しい理解の促進を図ります。

・認知症予防三位一体推進事業として、認知症予防の知識について普及啓発を行うとともに、認知症や認知症ケアに対する正しい理解の促進を図るため、シンポジウムやイベントを開催。
・認知症の早期発見・対応、予防等に先進的に取り組む市町をモデル的に支援し、その成果を他市町とも情報共有（令和元年度～）

(2) 適時・適切な医療・介護等の提供

- 地域の実情に応じた医療機関や介護サービス事業所等の地域の支援機関間の連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う「認知症地域支援推進員」を市町が円滑に設置できるよう必要な助言・支援を行います。

・「認知症地域支援推進員」を市町が円滑に設置できるよう、県が全国研修の受講料を負担し、市町の配置を支援。（全市町1名以上配置）
・認知症地域支援推進員と地域の支援機関の合同研修会等を開催。

- 介護職員及びその指導的立場にある職員に対し、認知症高齢者への適切なサービス提供に関する知識や実践的な技術等を内容とする研修を実施することにより、介護職員等の認知症介護技術を向上させ、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ります。

・介護職員及びその指導的立場の職員を対象にした各種研修を実施。
①認知症介護実践研修
・令和元年度（実践者研修 154人修了、実践リーダー研修 54人修了）
・令和2年度（実践者研修 187人修了、実践リーダー研修 61人修了）
②認知症対応型サービス事業開設者研修

- ・令和元年度：6人修了、令和2年度：6人修了
- ③認知症対応型サービス事業管理者研修
 - ・令和元年度：29人修了、令和2年度：49人修了
- ④小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者研修
 - ・令和元年度：12人修了、令和2年度：15人修了

- 地域の認知症医療の中核機関である認知症疾患医療センターにおいて、認知症に関する鑑別診断や専門医療相談、高齢者が日頃から受診しているかかりつけ医等の認知症医療従事者に専門研修を行うことなどにより、認知症への対応力の向上を図るとともに、認知症高齢者の早期発見や適切なケアを行うため、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、専門医療機関等の医療関係者、地域包括支援センター等の介護関係者の連携体制の構築を促進します。

- ・認知症疾患医療センターにおいて、かかりつけ医等を対象とした研修を行うとともに、連携体制の構築を促進するため協議会を開催。

【6センター合計】

- ①専門医療相談 電話、面談等による相談件数
(平成30年度 5,802件、令和元年度 5,481件、令和2年度 5,045件)
 - ②かかりつけ医等への研修会の実施
(平成30年度 14件、令和元年度 10件、令和2年度 6件)
 - ③認知症医療連携協議会の開催
(平成30年度 10件、令和元年度 5件、令和2年度 5件)
- ※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため2月以降の開催を中止。

- 初期の段階でかかりつけ医やかかりつけ歯科医等との連携のもとに認知症の人やその家族に対して個別に訪問し適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」を市町が円滑に設置・運営できるように、チーム員である認知症サポート医の確保・養成を行うとともに、フォローアップ研修を開催するなど、市町に対し必要な支援や助言を行います。

- ・「認知症初期集中支援チーム」を市町が円滑に設置・運営できるように、県が全国研修の受講料を負担し、市町を支援。(全市町がチーム設置)
- ・認知機能の低下により運転免許の自主返納を行った者に対し、運転免許センターに新たに配置した看護師等が面談を行い、同意を得た者の情報を各市町に提供することにより、地域包括支援センターなどが訪問や相談等の支援を実施。(令和元年度～)

- 認知症の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、認知症専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる「認知症サポート医」の養成を促進します。

- ・「認知症サポート医」を養成。(累計73名養成)

- かかりつけ医に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の人とその家族を支える知識と方法を習熟するための研修を行い、その受講者を「もの忘れ相談医」として、また、精神科や心療内科等を標榜する医療機関で、専門的な認知症の診断や治療が可能な医療機関を「認知症専門医療機関」として位置付け、県のホームページで公表し、認知症の早期発見・早期治療につながる連携体制の整備を推進します。

・かかりつけ医研修会を開催（平成30年度 71名、令和元年度 53名、令和2年度 62名参加）し、県のホームページで、82名（過去3年間の研修受講者で同意のあった者）を「もの忘れ相談医」として公表。

- 医療機関での認知症の人への処置等が適切に実施されるよう、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識を習得するための研修を実施します。

・病院での認知症の人への処置等が適切に実施されるよう、一般病院の医療従事者を対象に研修を実施。
（平成30年度 163名（2回）、令和元年度 73名（1回）、令和2年度 中止）

（3）若年性認知症施策の強化

- 若年性認知症は、その特性に配慮した就労継続支援、社会参加支援等が求められることから、若年性認知症支援コーディネーターを中心に、若年性認知症に関する知識の普及啓発や若年性認知症の人やその家族の支援に携わる者のネットワークの構築・連携を通じて、総合的な支援を推進します。

・若年性認知症支援相談窓口を設置し、相談対応や支援ネットワークの構築・調整を行う若年性認知症支援コーディネーターを配置。

- 発症段階から本人の状態に合わせた就労支援等の適切な支援が図れるよう、本人や家族の支援ニーズの把握と、企業、医療機関、福祉サービス事業者等、支援に携わる関係機関への理解促進や情報共有、連携等に取り組みます。

・若年性認知症の人やその家族等の交流会の実施
・若年性認知症自立支援ネットワーク会議・研修の実施

（4）高齢者にやさしい地域づくり

- 市町が認知症高齢者のひとり歩き等に対応できるようにするため、警察と連携した認知症高齢者行方不明等対策連絡会議を活用して、見守りのためのネットワークの構築を支援するとともに、民間団体等も参加した「かがわ高齢者見守りネットワーク」を活用して情報交換や研修会を実施し、高齢者にやさしい地域づくりを推進します。

・県、市町及び警察の関係機関により構成する認知症高齢者行方不明等対策連絡会議を設置し、情報交換や研修会を実施。
・県、市町及び民間事業者（53団体）により構成するかがわ高齢者見守りネットワークを設置し、情報交換や研修会を実施。

第3 介護サービス等の充実

1 介護サービス基盤の充実

(1) 介護サービス提供体制の整備

- 高齢者ができる限り住み慣れた自宅や地域で安心して、必要な介護サービスを受けながら生活できるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、自宅での生活が困難となった要介護者に対しても、住み慣れた地域の中で施設に入所できるように、必要な施設・居住系サービスを整備するなど、居宅サービスと施設・居住系サービスの役割分担や需給バランスを勘案しながら、計画的な基盤整備を進めます。

・介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設・居住系サービスと、訪問看護ステーションなどの居宅サービスの役割分担やバランスを図りながら、計画的に整備を推進。

- 香川県離島サービス確保対策検討委員会において、離島地域の実情把握とサービス確保策等の検討を行うとともに、離島地域における介護サービスの担い手を確保するため、市町と連携して訪問介護員の人材養成に取り組みます。

・香川県離島サービス確保対策検討委員会を年1回開催し、委員である離島を有する市町の介護保険担当者、学識経験者等と、離島の抱える問題や、離島における介護サービスの在り方などについての検討を実施。
・離島を有する市町が実施する介護職員養成事業に対して支援を実施。
(平成30年度：2町、令和元年度：2町、令和2年度：2町)

<施設・居住系サービス>

ア 介護老人福祉施設

施設整備に当たっては、広域的な観点から市町相互間の調整を図るとともに、自宅での介護が困難となった要介護者等、真に施設でのケアを必要とする高齢者が適切に施設を利用できるよう、介護老人福祉施設の整備を計画的に進めます。

昭和56年以前に整備され、築35年以上経過している老朽施設が多くなっており、居住環境の向上や耐震化のためにも、建替えを促進します。

居室の整備については、プライバシー確保の観点等からユニット型を推進しつつ、利用者の負担や希望を尊重し、ユニット型と多床室のバランスの取れた整備を促進します。

・117床の整備を予定していたが、計画期間中に整備は行われなかった。

イ 介護老人保健施設

病状が安定期にあり、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練等が必要な要介護高齢者が、適切に施設を利用できるよう、介護老人保健施設の整備を計画的に進めます。

・7期計画では80床の整備を予定したが、逆に65床の減少（うち42床は、介護医療院への転換）となった。

ウ 介護療養型医療施設

現行法において廃止期限が平成35年度末までとされており、新設が認められていないため、新たな整備は行いません。また、介護療養型医療施設の今後の在り方については、国の動向を注視するとともに、医療機関や市町と連携して、対応していくこととします。

介護医療院等への転換を希望する施設には、補助制度を活用しながら円滑な転換を支援します。

- ・平成30～令和2年度においては、224床が介護医療院へ転換。（そのほか、170床が医療療養病床への転換により、介護療養型医療施設を廃止）

エ 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護医療院の整備を計画的に進めます。

- ・平成30～令和2年度においては、386床が介護医療院へ転換（転換元は、介護療養型医療施設 224床、医療療養病床 120床、介護老人保健施設 42床）

オ 認知症高齢者グループホーム

自宅での生活が困難になった認知症高齢者が、引き続き住み慣れた地域で生活できるよう、認知症高齢者グループホームの整備を計画的に進めます。

- ・126床の整備を予定していたが、37床の整備に留まった。

カ 介護専用型特定施設（地域密着型を含む）

入居者が要介護者やその配偶者等に限られる介護専用型特定施設については、要介護になってからの住み替えなどのニーズに対応するため、必要な定員を確保します。

- ・平成30～令和2年度においては、現状維持を目標としており新たな整備はなかった。

<居宅サービス>

○ 高齢者が住み慣れた自宅において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、市町と連携しながら、必要な居宅サービスの確保を図ります。

また、共生型サービスについて、介護保険、障害福祉、児童福祉等のサービスを組み合わせ提供する際のメリットや課題を整理し、情報提供や普及啓発を図ることにより、共生型サービスを推進します。

- ・介護保険制度においては、居宅サービス事業への自由参入が許容されており、民間事業者を中心に居宅サービス事業の数は着実に増加。
- ・居宅サービスの利用件数についても、増加の傾向

- 在宅医療を推進するため、市町と連携しながら、サービスの需給バランスも勘案しながら、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）の事業所の整備を促進します。

また、居宅サービス事業者等の指定に対する保険者である市町の関与が強化される仕組みが追加されことにより、市町との調整に努めます。

- ・ 在宅医療に対するニーズの高まりを背景に、訪問看護事業所数については、計画数を上回り増加
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については1か所、複合型サービスの事業所については3か所が増加

(2) 介護サービスの情報提供の充実

- 県広報誌、県政出前講座やホームページ等を活用し、介護保険制度の理解を深めることに資する情報提供を実施します。

- ・ 県政出前講座により介護保険制度全般を周知
- ・ ホームページに介護保険制度の実施状況を掲載し、要介護認定率やサービス受給者数、介護給付費等について公表
- ・ かがわ長寿大学や各種研修会において介護保険制度について周知
- ・ 住民からの問合せ等に対して、できる限り分かりやすく説明するよう努めている。

- 利用者が介護サービス事業所・施設を適切に選択できるよう、「介護サービス情報の公表」制度の活用促進や公表方法等の改善に努め、高齢者にもわかりやすい情報の提供を推進します。

- ・ 「介護サービス情報公表システム」を適切に運用し、利用者やその家族等に対して、介護サービス事業者の情報の公表に努めている。

- 「福祉サービス第三者評価」制度の普及啓発と受審促進に向け、受審済証の作成・交付や各種団体への制度説明等に取り組みます。

- ・ 「福祉サービス第三者評価」制度の普及啓発と受審促進に努めている。

(3) 介護サービス事業の質の確保・向上

- 介護サービスの利用者が、必要とするサービスを適切に利用できるよう、介護サービス事業者・施設に対して、人員、設備及び運営に関する基準、介護報酬の請求、効果的な取り組みなどの事項について、定期的に個別の指導を行うとともに、事業者全体に対する集団指導を実施します。

- ・ 介護サービス事業者・施設に対する定期又は随時の実地指導を行うとともに、年1回、高松市と合同で介護サービス・施設の種別ごとに、全ての事業者を対象とした集団指導を実施。

- 居宅介護支援に関する指定権限の市町への移譲等により、市町における指導監督業務等の重要性が増していることから、市町職員との合同実地指導を実施する等、市町への支援を行います。

・平成30年度からの権限移譲に当たり、市町に対する説明会を開催したほか、要請のあった市町と合同実地指導を実施。

- 介護サービス事業者への監査等に際しては、必要に応じて市町と情報交換を行い、連携を密にして、効果的な指導監督を実施します。また、各市町が小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの指導監督の権限を適切に行使できるよう支援するとともに、複数の市町にまたがる場合には、関係者相互間の連絡調整又は広域的な見地からの助言等を行い、市町を支援します。

・介護サービスの種別ごとに、指導・監査に関する市町担当者研修会を開催するとともに、必要に応じ、市町と合同で指導・監査を実施。
・地域密着型サービスについては、市町や事業者からの問い合わせや指導などの適切な対応に努めている。

- 増加傾向にあるサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについて、訪問介護等の在宅サービスを併設している場合に、その併設サービス事業所とあわせて一体的に実地指導を行うなど、適正なサービス提供や介護報酬請求が行われるよう努めます。

・施設等に併設する在宅サービスについては、必要に応じ一体的に指導・監査を行うなどの必要な連携を通じ、適宜・適切な対応に努めている。

- 労働基準法等違反者であることが、介護保険法上、介護サービス事業者指定の欠格要件及び取消要件とされていることを踏まえ、労働局と連携しながら、事業者による労働環境整備の取組みを促進することにより、良質な労働環境の確保と職員の定着を図ります。

・香川労働局が主催する新規指定事業者を対象とした労務管理講習会において、県が行う指導・監査についての説明を行うほか、定期的に県と高松市が合同で行う集団指導の際に、労務関係の周知も併せて実施。

- 高齢者介護施設等における感染性胃腸炎やインフルエンザなどの感染症の拡大や転倒・誤嚥等の事故を防ぐため、感染症や事故防止について、運営基準に基づく指導とあわせて、県が作成した「香川県高齢者介護施設等における感染対策マニュアル」や「指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル」についての周知徹底を図ります。

・定期又は随時の指導・監査において、感染症対策や事故防止対策に関する指導を実施するとともに、県が作成したマニュアルに基づき、①発生状況の把握、②感染の拡大防止、③医療措置、④行政への報告、⑤関係機関との連携など、適切な対応に努めている。

2 効果的・効率的な介護給付の推進

- 介護給付の適正化を着実に推進するため、厚生労働省「第4期介護給付適正化計画に関する指針」（平成29年7月）に基づき、第4期香川県介護給付適正化計画（平成30～32年度）を策定し、計画的に介護給付の適正化に取り組みます。

・平成30年3月に策定した「第4期香川県介護給付適正化計画」において、全市町は、適正化主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修・福祉用具の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）及びその他の適正化事業として給付実績を活用した事業者へのアプローチを実施することとし、保険者である市町において、PDCAサイクルによる継続的、計画的な介護給付の適正化に取り組んでいる。

- 各市町の介護給付適正化主要5事業の取組状況等を把握・分析し、その結果を踏まえ助言を行うとともに、研修会等を開催するなど、各市町における介護給付適正化の取組みを引き続き支援します。

・市町による介護給付適正化の取組状況は、PDCAサイクルの展開により、半期ごとに報告をしてもらい、その内容を分析して助言を実施。
・市町職員がケアプランの点検、住宅改修・福祉用具の点検、医療情報との突合・縦覧点検等を適切に行うことができるよう、香川県国民健康保険団体連合会と連携して研修を実施。

①ケアプラン分析システム研修会

（平成30年度：受講37名、令和元年度：受講20名、令和2年度：受講17名）

②介護給付適正化帳票活用等研修会

（平成30年度：受講27名、令和元年度：受講22名、令和2年度：受講17名）

- 事業者の指定権者として、不正請求・不適切なサービス提供を是正するため、指導監督体制を充実するとともに、集団指導等の機会を活用して、事業者に対し、介護給付の適正化に向けた指導、啓発を行います。

また、香川県国民健康保険団体連合会との連携を強化し、効果的・効果的な適正化事業の実施に努めます。

・介護サービス事業者・施設に対して、介護サービスの内容や介護報酬の請求等について、定期的に指導を行うほか、不適切又は法令違反と思われる事案について、適宜監査を実施。
・介護保険制度の適切な運用を図るため、制度の留意点や指導監査の指摘事項等について集団指導を実施。
・香川県国民健康保険団体連合会と連携し、同連合会が導入・運営する介護給付適正化システム及びケアプラン分析システムから得られる介護保険サービス事業所の分析結果を、毎年、各市町に対して情報提供

- 県が作成したケアプランチェックリストの活用や、主任介護支援専門員及び介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行えるよう、医療、福祉等の専門的知識の修得だけでなく、対人援助技術や情報分析力、多職種連携のための調整及び提案・説明能力等のスキルを向上させるための研修を実施します。

- ・ケアマネジメントの適正化を図るため、「香川県ケアプランチェックマニュアル（居宅介護サービス計画版 平成26年3月改訂）」等を修正し、一部介護支援専門員の研修等に活用
- ・保険者である市町の主任介護支援専門員等が、ケアマネジメントに対して効果的な指導ができるよう、指導のためのアドバイザーを市町に派遣する事業を実施。
 - 【平成30年度】7市町で実施し、延べ31回派遣
 - 【令和元年度】7市町で実施し、延べ28回派遣
 - 【令和2年度】7市町で実施し、延べ22回派遣

- 要介護認定の適正化を図るため、市町職員による認定調査チェックの実施を促進するとともに、認定調査員、介護認定審査会委員、主治医等、要介護・要支援認定に係る関係者を対象とした研修を実施します。

- ・要介護認定の適正化を図るため、認定調査員、介護認定審査会委員、主治医等の研修を実施。
 - 【平成30年度】
 - ①認定調査員新任研修（6回／97名）、同現任研修（2回／193名）
 - ②介護認定審査会委員新任研修（2回／42名）、同現任研修（6回／332名）
 - ③主治医研修（1回／119名）
 - ④要介護認定担当者会（1回／29名）
 - 【令和元年度】
 - ①認定調査員新任研修（5回／80名）、同現任研修（2回／149名）
 - ②介護認定審査会委員新任研修（3回／16名）、同現任研修（6回／320名）
 - ③主治医研修（1回／87名）
 - ④地域包括支援センター研修会及び介護認定審査会運営適正化研修会（1回／30名）
 - 【令和2年度】
 - ①認定調査員新任研修（10回／60名）、同現任研修（3回／117名）
 - ②介護認定審査会委員新任研修（4回／62名）、同現任研修（1回／223名）
 - ③主治医研修（1回／95名）
 - ④地域包括支援センター研修会及び介護認定審査会運営適正化研修会（1回／10名）

3 高齢者向け住まいの充実

(1) 高齢者向け住宅の普及

- サービス付き高齢者向け住宅について、登録制度による住宅の情報を県民に提供するとともに、適切に運営管理されるよう指導監督を行います。また、国等による支援制度の周知に努めます。

- ・登録制度による住宅の情報をホームページへの掲載や閲覧用の登録簿備付けにより県民に提供するとともに、適切に運営管理されるよう、定期的な実地指導や随時の監査等を実施。
- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録業務及び立入指導
(立入指導件数：平成30年度 16件、令和元年度 14件)
※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため0件)
- ・サービス付き高齢者向け住宅整備事業(国の直接補助)のホームページへの掲載による周知

- 住宅セーフティネット制度や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報を県民に提供するとともに、適切に運営管理されるよう指導監督を行います。また、国等による支援制度の周知に努めます。

- ・登録した住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報を、ホームページへ掲載。
- ・住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業(国の直接補助)のホームページへの掲載やリーフレット配布による周知

- 住宅セーフティネット制度を活用した居住支援協議会等による居住支援活動の体制づくりを促進します。

- ・市町や関係団体等と協働しながら、居住の安定に係る取組みを図るため、居住支援協議会を設置。
- ・住宅確保要配慮者の居住支援を行う法人を、住宅セーフティネット法に基づき指定し、ホームページへ掲載。

- 県民の住宅に対するさまざまな疑問や不安に対して、建築士が適切な助言を行う「住宅相談」を定期的実施します。

- ・住宅相談の実施(毎月2回 第2・4金曜日午後(各回3組募集))
※ 平成30年度～令和2年度の開催実績は22件。なお、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和3年5月10日以降の受付を中止しており、Web対応等のため、令和4年度より開催方法を見直す方向で検討中。

(2) 高齢者向け施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）の確保・充実

- 養護老人ホームについては、在宅において養護が困難な高齢者の措置施設として、必要な定員を確保します。また、老朽化した施設が多くなっているため、居住環境の向上や耐震化のためにも、建替えを促進します。

・在宅において養護が困難な高齢者の措置施設として、必要な定員を確保。
・老朽化した施設の居住環境の向上や耐震化のため、建替えを促進。

- 軽費老人ホームについては、所得が少ない人が適切な介護サービスを受けられるよう関係市町及び施設との連携を図り、必要な定員を確保します。

・必要な定員を確保するとともに、所得が少ない人が適切な介護サービスを受けられるよう県による運営費補助を実施。

- 有料老人ホームについては、入居者の快適な居住環境の確保や入居者保護の施策強化を図るとともに、適正な事業運営がなされるよう指導監督を実施します。

・入居者の快適な居住環境を確保するとともに、適正な事業運営がなされるよう、定期的な実地指導や随時の監査等を実施。

- 入居者が要介護者やその配偶者等に限定しない混合型特定施設については、早めの住替えなどのニーズに対応するため、必要な定員を確保します。

・早めの住替えなどのニーズに対応するため、市町の整備計画に基づき整備中

(3) 高齢者向け住宅・施設の情報提供の充実とサービスの質の確保

- サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム及び軽費老人ホームを適切に選択するための必要な情報を県民に分かりやすく提供します。

・必要な情報を県民に分かりやすく提供するため、ホームページにて一覧表を公表。

第4 質の高い介護・福祉人材の確保

1 質の高い介護・福祉人材の養成

ア 介護福祉士・社会福祉士

養成施設をはじめ関係機関と連携を図りながら養成・確保に努めるとともに、資格取得後の教育機会の充実を促進し、資質の向上に努めます。

県内の介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生に対する修学資金の貸付を実施し、修学及び資格取得の支援に取り組みます。

また、介護職員が多様な研修に参加できるよう研修期間中に代替職員を派遣し、介護福祉士資格の取得や資質向上の支援に取り組みます。

・ 介護福祉士等の養成施設の学生に対する修学資金貸付

【令和2年度】新規貸付者：87名

（平成21年度制度創設以降の累計：貸付者総数 573名（うち県内就職者数 313名、就学中 128名、償還決定者数 132名））

・ 研修代替職員派遣事業

【令和2年度】派遣職員数：22人、研修参加者数：129人

イ 介護職員

施設、在宅を問わず介護に従事するための共通の研修として、介護職員初任者研修や入門的研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

介護職員が施設等で喀痰吸引等の医療行為を安全に行うため、知識と技術を修得するための研修を実施します。

・ 施設、在宅を問わない介護職の初任者研修を県内の16指定事業者において実施し、質の高い介護職員を養成（令和2年度末現在修了者数 3,634人）

・ 特別養護老人ホーム等で、介護職員が医療的ケアを安全に提供するため知識及び技術を習得する研修を実施。（令和2年度修了者数 42人）

・ 入門的研修を実施。（令和2年度修了者数 52人）

ウ 介護支援専門員・主任介護支援専門員

利用者のケアマネジメントという介護保険制度の中核的役割を担う介護支援専門員について、資格の取得や更新の際に研修等を行い、資質の向上を図ります。

介護支援専門員に対して指導的な役割を担う主任介護支援専門員について、養成及び更新の際に研修を行うとともに、その資質向上を図るための活動を支援します。

・ 介護支援専門員の養成及び資質向上のため研修を実施するとともに、その指導的役割を担う主任介護支援専門員に対して、それぞれの地域で積極的な活動ができるよう地域別連絡勉強会や全体研修会等を開催。

（令和2年度 介護支援専門員養成・資質向上のための研修 延べ1,214人参加、連絡勉強会6回 延べ359人参加）

エ 医師・歯科医師・薬剤師

地域包括ケアシステムの構築のため、介護・福祉分野にも精通した医師・歯科医師・薬剤師の確保を図り、医師会・歯科医師会・薬剤師会等関係団体の協力を得ながら、さまざまな機会を通じて、必要な知識等の習得を促進します。

- ・在宅医療に携わる多職種の医療従事者を対象に在宅医療への理解、資質向上を図るため研修を実施。
- ・在宅医療の経験が乏しい医師を主な対象に、在宅医療の基礎的講座や在宅医療のベテラン医師も加わった同行演習等を実施（予定）
- ・薬剤師、看護師、ケアマネジャー等を対象とした、在宅医療・介護における安全な服薬管理推進のための研修実施を支援。（平成28年度～）

オ 保健師・看護師・准看護師

地域包括ケアシステムの構築のため、保健師の計画的な確保を支援するとともに、資質の向上を図ります。また、県看護協会等と連携して看護師等の確保を図るとともに、訪問看護等に関する研修等を実施して資質の向上に努めます。

- ・看護師等の養成・確保を図るため、看護学生への修学資金の貸付や合同就職説明会の開催などを実施。
- ・訪問看護師養成講習会を開催するなど、看護職員の質の向上に向けた取組みを実施。

カ 管理栄養士・栄養士

地域や施設等で、高齢者の低栄養状態の予防・改善のために行う「栄養ケア・マネジメント」を担うことから、研修の充実等により、必要な知識や技能の習得を促進します。

- ・施設等で栄養管理に従事する管理栄養士、栄養士の資質向上のため、栄養管理や衛生管理に関する研修会や巡回指導を実施。
- ・在宅訪問栄養士の育成を図るため、管理栄養士を対象に在宅訪問の人材育成を目的とする研修会の実施を支援。

キ 歯科衛生士

高齢者等の歯科保健医療ニーズに対応できる、幅広い知識・技能を有する歯科衛生士の養成及び確保に取り組みます。

- ・歯科衛生士の資質向上のため、口腔健康管理や歯科保健指導、要介護者への口腔ケア等に関する研修会を実施。
- ・歯科衛生士の確保を図るため、歯科衛生士養成施設が行う修学資金貸付制度を支援。

ク 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

リハビリテーションや在宅ケアの需要の増大が見込まれることから、養成機関と連携しながら人材の確保と資質の向上に努めます。

- ・理学療法士、作業療法士の養成機関において、国の定めるガイドラインに沿った適正な教育が行われるよう監督を実施。

2 介護・福祉人材の安定的確保

(1) 介護・福祉分野への就業を希望する者に対する支援

- 若い人材の介護分野への参入促進として、小・中・高校生を対象とした出前授業や介護・福祉職場体験等を実施することにより、介護・福祉人材の確保を図ります。
また、県内の介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生に対する修学資金の貸付を実施し、修学の促進取り組みます。

- ・介護人材マッチング機能強化事業（求職者と求人事業所との的確なマッチングを図るため、地域の集会所やハローワーク等で出張相談）を実施。
- ・合同就職説明会を開催（令和2年度実績：県内の2会場、オンライン1回）
- ・潜在的有資格者再就業等促進事業（令和2年度実績：介護分野での再就業を希望する者を支援するための研修会を県内1箇所において計3回開催）を実施。
- ・就職希望者への職場体験機会の提供
- ・介護福祉士養成校の学生と現役介護職員との意見交換会を実施。
- ・県内の中学生・高校生を対象に、夏と春の長期休暇を利用して、職業体験事業を実施。
〔令和2年度実績：夏休みは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止〕
春休みは60名が参加〕

- 介護・福祉人材の安定的な確保を図るため、キャリアパスの構築支援、介護に関する進路相談や就職相談の実施等の取組みを進めます。

- ・介護人材マッチング機能強化事業（求職者と求人事業所との的確なマッチングを図るため、地域の集会所やハローワーク等で出張相談）を実施。

- 介護・福祉人材の確保を図るため、香川県社会福祉協議会に委託して運営している福祉人材センターにおいて、社会福祉事業への従事希望者を対象として相談に応じるとともに、職場説明会や講習会の開催、無料職業紹介事業を行うことにより、従事希望者の就労をさらに支援します。また、潜在的有資格者や離職者等に対しては、職場体験機会の提供や、就職説明会等を通じて、再就業への関心を喚起し、介護・福祉サービス分野への再就業を働きかけます。

- ・介護人材マッチング機能強化事業（求職者と求人事業所との的確なマッチングを図るため、地域の集会所やハローワーク等で出張相談）を実施。
- ・合同就職説明会を開催（令和2年度実績：県内の2会場、オンライン1回）
- ・潜在的有資格者再就業等促進事業（令和2年度実績：介護分野での再就業を希望する者を支援するための研修会を県内1箇所において計3回開催）を実施。

- 介護の仕事内容にふさわしい社会的評価を得て、若者等からより選ばれる業界への転換を図るため、介護の魅力を発信する施策を実施するとともに、将来の介護の担い手である中学生・高校生等の若者、女性及び高齢者等を対象に、介護の仕事体験や職場見学等を通じて、介護業務への理解を促進します。

- ・福祉のとびら開催事業（小中学生を対象に講義や体験型事業を開催）を実施。
（令和2年度実績：5校、参加者数346人）
- ・介護の仕事紹介事業（将来の進路選択のタイミングである高校生等を対象に介護現場の職員からメッセージ等を含む冊子を配布し、介護の仕事や魅力を伝える事業）を実施。（令和2年度実績：新型コロナウイルス感染症対策により事業中止。）
- ・介護実技講習会開催事業（学生や一般県民等を対象に介護技術講習会を開催）を実施。
（令和2年度実績：6回、参加者数397人）

- 公共職業安定所（ハローワーク）、福祉系養成施設等と緊密な連携を図るほか、ハローワーク内の福祉人材コーナーを活用した効果的な連携による総合的な就労支援に関する対策を積極的に進め、質の高い人材の安定的な確保に努めます。

- ・福祉系養成施設等と連携して介護人材マッチング機能強化事業を実施。
- ・ハローワークと県福祉人材センターが共催で介護デイ就職フェア（県内1会場で相談及び面接会）を開催してきたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止。

（2）魅力ある職場づくりの支援

- 個々の経営者では対応が難しい従事者への研修を実施するほか、福祉医療機構が実施する「社会福祉施設職員等退職手当共済事業」に対し助成します。

- ・社会福祉施設職員等退職手当共済事業（令和2年度補助額：195,329,880円）

- 介護職員の定着を支援するため、魅力ある職場づくりのための管理者研修等を実施することにより、職員の処遇改善や職場環境改善への取組みを支援します。

- ・介護職員の定着を支援するため、介護サービス事業所の管理者等を対象とした研修を実施。（令和2年度 研修（年間6回開催、延べ144人参加））

- 高い志をもって介護の仕事に就いた新人職員を激励するため合同入職式を開催するほか、介護技術コンテストを実施し、優れた技術に対する県民の理解を深めるとともに、職員の介護技術と意欲の向上を図ります。

- ・新人介護職員の定着を促進するため合同入職式を開催したほか、優れた介護技術を広く県民に報せるとともに職員の介護技術やモチベーションの向上を促進するため介護技術コンテストを開催。

【令和2年度】

- ①新人介護職員合同入職式（中止）
- ②介護技術コンテスト（9チーム27人参加）

- 介護職員の業務経験の積み重ねや能力の正当な評価がスキルややりがい高め処遇改善につながるよう、事業所における制度や仕組みの構築を支援します。

・ 介護サービス事業所の管理者等を対象として、介護職員の定着に向けたキャリアパスの運用に係る研修を実施し、制度の周知や事業所での仕組みの構築を支援。

- 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境改善策として、介護ロボットを導入する取組みを支援するとともに、介護サービスのICT化について効果的な導入方法等の普及啓発に努めます。

・ 介護職員の負担軽減等のための介護ロボット導入の一部経費を助成。
【令和2年度】介護ロボット導入支援事業 81台導入(39事業所)
・ 介護分野のICT化を進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等に係る購入（リース可）費用の一部を助成。（令和2年度～）

(3) 介護離職の防止

- 介護者の仕事と介護の両立について理解を深め、支援活動が行えるよう、介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上を図るための効果的な研修等の実施に努めます。

・ 介護支援専門員資質向上のための研修会を実施。
【令和2年度】
自立支援等を見据えたアセスメント強化研修会 238人参加
介護支援専門員資質向上研修会 169人参加
施設介護支援専門員資質向上研修会 51人参加

第5 安全・安心に暮らせるまちづくり

1 人にやさしいまちづくりの推進

(1) バリアフリー環境の整備

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し、積極的に社会参加できるようなまちづくりを推進するため、幅広い広報・啓発活動を行うとともに「香川県福祉のまちづくり条例」に基づいた、公共的施設や公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。

・香川県福祉のまちづくり条例の適正な運用
・公共交通機関の施設のバリアフリー化に対する支援
(令和2年度)香川県福祉のまちづくり条例適合証交付施設 5施設(累計218施設)

- 高齢者が積極的に社会参加できるよう、周囲の人が高齢者に対する理解を深める「心のバリアフリー」についての啓発活動を行うとともに、各種施策や福祉サービス事業所等生活に必要な情報を容易に入手できるよう、ホームページの充実や多様な情報サービスを利用できる環境づくりに取り組むなど、「情報のバリアフリー」を推進します。

・「かがわ介護保険情報ネット」等のホームページを随時更新し、福祉・介護・保健・医療に関する情報を提供。
・コミュニケーションを支援するための人材を養成するとともに、必要に応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣。

- 介護の必要な高齢者等の移動に配慮した社会づくりを推進するため「かがわ思いやり駐車場制度」の普及と適切な駐車場利用の促進に努めます。

・かがわ思いやり駐車場制度協力施設にご協力いただき、ちらしの挟み込み等により適正利用を促進。
・ちらし等の配布等により、県民への制度の周知・啓発活動を実施。

(2) ユニバーサルデザインの普及促進

- ユニバーサルデザインの理念の普及を促進するとともに、施設整備や情報提供、ものづくりなどあらゆる面において、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

・ユニバーサルデザインの考え方の普及を図るため、県下の小学校5年生を対象にした福祉読本「支えあうから「人」」を作成し配布。

(3) 交通手段の確保

- 輸送力、定時性等に優れた鉄道インフラの有効活用を図り、鉄道を中心として、交通結節点において、公共交通相互や自動車等との乗り継ぎ機能を高め、利便性と結節性に優れた県全体の地域公共交通ネットワークづくりを推進することで、高齢者の利用しやすい環境の整備を図ります。

- ・高松市におけることでん新駅（伏石駅、太田・仏生山間新駅）整備への助成
- ・ことでん仏生山駅障害者対応トイレ整備への助成
- ・JR高松駅・坂出駅内方線付き点状ブロック整備への助成
- ・JR丸亀駅内方線付き点状ブロック整備への助成

- 地域住民にとって生活交通手段として重要な役割を果たしているバス路線や航路について、路線や航路の維持・確保を図るため、必要な支援を行います。

- ・地域住民の生活交通手段として必要なバス路線や航路に対する維持・確保のための支援を実施。

- 「基幹的な交通は県を中心に、地域に密着した交通は地元市町を中心に」といった役割分担のもと、市町と連携しながら、公共交通の維持・確保に取り組みます。

- ・公共交通に対する国の施策や先進事例の紹介、県事業の説明などを行うとともに、各市町の声やニーズの把握し、公共交通機関に関する共通課題について意見交換や情報共有を図るため、各市町の交通政策主管課長を集めた会議を開催。
- ・県、市町、交通事業者等で構成する「香川県鉄道ネットワークのあり方懇談会」での議論を経て、「香川県における鉄道の利用促進方策」を策定。

2 防災対策の推進

(1) 災害情報の伝達体制の整備

- 避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に保てるよう、個別計画に基づいた避難行動支援の訓練を行い、計画の有効性を検証するとともに、名簿の更新等の必要な見直しを行うよう働きかけます。

- ・「避難行動要支援者名簿」について、全市町で作成。（平成27年度末）
- ・今後「災害時における要配慮者支援対策の推進指針」に基づき、名簿情報の適正な管理について、積極的に助言を行う。

- 防災行政無線や防災情報システムなどの情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、避難情報・気象情報等を積極的に入手できる「防災情報メール」への登録促進を図るなど、災害発生時に避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、市町における複数の手段を活用した情報伝達体制づくりを支援します。

- ・令和元年度に新たな防災情報システムを構築し、令和2年4月から運用を開始。
- ・新たな防災情報システムでは、既存の情報伝達手段である防災情報メールや緊急速報メールなどに加え、新たな情報伝達手段として防災アプリ「香川県防災ナビ」を導入。
- ・また、新たな「かがわ防災Webポータル」では、スマートフォンやタブレット等のマルチデバイスへの対応や多言語に対応するなど、見やすさ・使いやすさを向上。
- ・更に、時系列で情報を共有するクロノロジー機能、避難発令支援機能、被災者支援機能など、県や各市町の災害応急対応を支援する機能を新たに導入・強化。
- ・引き続き、利便性向上のための改修等を実施。

- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、市町における避難行動要支援者個々に応じた個別計画作成を促進します。

・市町防災・減災対策連絡協議会や健康危機管理連絡会などの場で、個別計画作成の上での問題点について意見交換を行ったり、先進的な取組み事例の紹介などを通じて、市町の一層の取組みを働きかけていく。

- 自主防災組織の活動カバー率のより一層の向上及び自主防災組織の充実・強化を図るため、自主防災組織の未結成地区等への訪問活動や、自主防災組織の充実・強化を図る市町の取組みへの支援等関係機関と連携しながら対策を推進します。

・自主防災活動に精通した方を「自主防災活動アドバイザー」として委嘱し、活動が活発でない組織などへの派遣を実施。
・組織の広域化や活動の活性化のための取組みを公募し、1件30万円を上限とする補助事業を実施。
・モデル地区における地区防災計画の作成支援及び当該計画策定過程を参考に地区防災計画作成の手引きを作成。

- 介護老人福祉施設や介護老人保健施設が、災害時に高齢者にとって安全・安心な避難場所としての役割が担えるよう、県と高松市、香川県老人福祉施設協議会、香川県老人保健施設協議会が協定を結んでおり、災害時には、援護を必要とする高齢者が速やかに避難できるよう、各施設の受け入れ可能人数等の情報を収集し、各市町に情報提供を行います。

・介護老人福祉施設や介護老人保健施設が、災害時に高齢者にとって安全・安心な避難場所としての役割が担えるよう、県と高松市、香川県老人福祉施設協議会、香川県老人保健施設協議会が協定を結んでおり、定期的に相互の連絡体制を確認。
・各施設の被害状況や受け入れ可能人数などの情報を集約し、各市町が状況を把握できるよう、社会福祉施設等被害状況確認システムを構築。

(2) 福祉避難所の指定、ボランティア支援体制整備の促進

- 災害時に避難所生活をする上で、何らかの特別な配慮を必要とする高齢者や障害者等の要配慮者を受け入れるため、市町が設置する福祉避難所に関し、福祉避難所の指定やマニュアルの策定が進むよう、市町の取組みを支援します。

・担当者が全市町を個別に訪問し、市町における福祉避難所の事前指定やその円滑な運営に関する具体的な取組みについて規定したマニュアルの策定を促進するため、「福祉避難所設置・運営マニュアル」の作成例を配布するとともに、福祉避難所設置に向けた働きかけや助言を実施。

- 災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの登録、支援体制の構築等活動環境の整備を図ります。

- ・ 災害時におけるボランティア活動を円滑に推進するために重要となる、平常時からの顔の見える関係づくりとネットワーク化の推進を図ることを目的とした香川県災害ボランティア連絡協議会に参加し、平常時から関係団体と情報を共有。
- ・ 香川県社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンターの設置・運営に係る研修に対して助成を実施。
- ・ 平成30年7月豪雨災害及び令和元年台風15号及び19号に際し、災害ボランティアの活動を支援する香川県社会福祉協議会の助成事業を全額補助。
- ・ 令和元年度に活動経験者等との編集会議を経て、香川県版「災害ボランティアハンドブック」を作成。
- ・ 災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から、県、県社会福祉協議会、NPO等の三者が連携し、ボランティアの受入体制の連携についての訓練などを実施。

- 災害時において、救援活動等ボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付や調整等、必要な支援を行います。

- ・ 災害時において、県社協と日赤に、ボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を実施。

(3) 施設・住宅の耐震化、避難計画策定等の促進

- 施設等の耐震化や県の「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」を活用しながら避難計画の策定等を支援するとともに、大規模災害に備えて、施設間における災害時の応援協定を締結することを促進します。

- ・ 施設等の耐震化や県の「高齢者施設における防災マニュアル作成の手引き」を活用しながら避難計画の策定等を支援。
- ・ 大規模災害に備えて、施設間における災害時の応援協定の締結の促進に努めており、香川県老人福祉施設協議会及び香川県老人保健施設協議会についてそれぞれの団体を構成する施設間の相互応援連携体制を構築
- ・ 令和3年度に要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等の働きかけを実施予定。

- 施設等の整備に当たっては、建築予定地の津波浸水予測を踏まえ、必要な対応を行うよう指導します。また、浸水予測等の見直しがあれば、それを踏まえ、対象施設及び市町に注意喚起を行います。

- ・ 施設等の整備に当たっては、建築予定地の津波浸水予測を踏まえ、必要な対応を行うよう指導。
- ・ 浸水予測等の見直しがあれば、それを踏まえ対象施設及び市町に注意喚起を実施。

- 県と市町の連携による耐震診断・耐震改修への補助制度を活用して、民間住宅の耐震化を促進します。また、耐震対策講座や出前講座、個別訪問等を通じて、耐震改修の必要性を直接呼びかけます。

- ・ 民間住宅耐震対策支援事業（耐震診断・耐震改修への補助事業）の実施
- ・ 耐震無料相談会、出前講座の実施
- ・ 木造住宅耐震対策講座の実施
- ・ 個別訪問の実施

3 防犯・交通安全対策の充実

(1) 犯罪、悪質商法等からの保護

- 高齢者を守り、社会から孤立させない地域社会を実現するため、犯罪警戒警報制度等を活用したタイムリーな情報提供等、必要な地域安全情報を積極的に提供するとともに、高齢者を対象とした地域ボランティア活動を一層活性化させるなど、地域社会における絆の強化を図ります。

- ・ 高齢者を犯罪から守るため、消費生活センター開催の講座等によるタイムリーな情報提供や、防犯ボランティアのリーダーを対象とした研修会の開催により、地域の防犯ボランティア団体の活性化を図り、地域社会の絆を強化
- ・ ヨイチメール、ミニ広報紙等を活用した地域安全情報の提供
- ・ 防犯ボランティアへパトロール用品を貸与する安全・安心パトロール支援事業の実施（10団体に実施）
- ・ 青色回転灯等を貸与する青色防犯パトロール支援事業の実施（13団体に実施）

- 高齢者一人ひとりが犯罪被害者となる可能性を自分自身のこととして捉えられるよう、各種広報媒体を活用したり、地域住民や関係機関・団体と協働した防犯活動を開催したりするなど、効果的な広報啓発活動や防犯指導を行うとともに、振り込め詐欺撃退装置の設置促進により、詐欺犯人からの電話がつながりにくい環境整備を推進します。

- ・ 高齢者が犯罪被害者となる可能性を自分自身のこととして捉えるため、ホームページやチラシ、ポスター等を通じて広報啓発を行ったほか、防犯活動自主企画提案事業による地域住民と防犯ボランティア団体が協働で行う特殊詐欺被害防止講座等の開催や、防犯キャンペーンを実施。
- ・ 新聞、ラジオ、ヨイチメール、Yahoo!防災速報等を活用した被害防止広報啓発の実施（令和2年度：ヨイチメール 424件、Yahoo!防災速報 4件）
- ・ 振り込め詐欺撃退装置体験貸出事業の実施（令和2年度：322台貸出）
- ・ コールセンター事業による高齢者等への注意喚起（令和2年度：20,406件）
- ・ オリジナルボイスポリスを活用した無人ATM等における注意喚起

- 高齢者を特殊詐欺や悪質商法等の犯罪の被害から守るため、県警察本部に設置した安全・安心まちづくり教育隊等や各警察署において、高齢者に重点を置いた防犯教室を実施します。

・安全・安心まちづくり教育隊や各警察署における防犯教室・キャンペーンの開催
(令和2年度：防犯教室 52回、キャンペーン 61回)

- 高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者本人や家族、ホームヘルパーなど見守る人を対象とした消費生活講座を開催するとともに、在宅介護事業者等への定期的な消費者被害防止見守り情報や「振り込め詐欺等警戒全県警報」のメール配信により情報提供・啓発を行います。また、県消費生活センター等と地域包括支援センター等が相談の橋渡しや情報交換を行うなど連携し、被害の未然防止に努めます。

・悪質業者による高齢者の消費者被害防止のため、高齢者本人や家族、ホームヘルパー、老人クラブなど、身近な人たちを対象に各種講座を開催。

	令和元年度実績	令和2年度実績
①くらしのセミナー：	110回 (3,103人)	63回 (1,458人)
②お年寄りのための消費者教室：	113回 (4,166人)	34回 (1,043人)
③講師派遣(出前講座)：	30回 (1,269人)	12回 (289人)

(2) 交通安全対策の推進

- 交通事故死者数の半数以上を占めている高齢者を中心に、車・自転車・歩行者の通行形態に応じた参加・体験・実践型の交通安全教室の開催や交通ボランティア団体等の高齢者世帯訪問活動等による交通安全指導等により高齢者が関係する交通事故を抑止するほか、交通安全指導者の育成や広報啓発活動を展開します。

・高齢者の交通事故を抑止するため、老人クラブ等を対象とした高齢者交通事故防教室の開催や交通ボランティア団体等の高齢者世帯訪問活動による交通安全指導等を実施。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①高齢者交通事故防教室	75回	82回	63回
②高齢者世帯訪問	5,400世帯	5,137世帯	0世帯

※令和2年度の世帯訪問は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

- 歩行者・自転車シミュレーター等を搭載した交通安全教育車を活用した参加・体験型の交通安全教育や免許更新時のシニア安全学級等の高齢運転者教育、各種広報啓発活動を通じて、加齢に伴う身体機能や判断能力の低下等を自覚していただくことにより、交通ルールの遵守とマナーの向上を図るとともに、市町や関係機関・団体と連携した交通安全意識の高揚に努めます。

・「交通安全教育推進隊」により運用される歩行環境シミュレーター等各種検査機器を搭載した「交通安全教育車」を使用した、出前型、参加・体験型の交通安全教育を推進している。(出動回数：令和元年度 50回、令和2年度 38回)

- ・「セーフティアドバイザー」（警察官OB）が個別に高齢者世帯を訪問し、交通事故防止のアドバイスや反射材の直接貼付をするなどにより、高齢者やその家族等の交通安全意識の高揚を図っている。

（訪問世帯数：令和元年度 14,422世帯、令和2年度 12,355世帯）

- ・運転シミュレーター等運転適性検査器材を用いて検査・測定を行うことにより、受講者に加齢による身体機能の低下を自覚してもらうとともに、その結果に基づく安全運転に関する助言・指導を行うシニア安全学級（旧「シルバー学級」）の受講を促進することにより、高齢運転者の交通安全意識の高揚を図っている。

（受講者数：令和元年中 2,225人、令和2年中 1,938人）

- 高齢運転者による交通事故を抑止するため、運転免許の自主返納者や、運転免許を更新せず自動車の運転から卒業した高齢者が、公共交通機関や小売店、飲食店、弁当等の宅配事業者、温泉施設、旅行代理店等で割引等が受けられる全県的な優遇制度を充実していくとともに、日常生活のために車を手放すことができない高齢者に対する自動ブレーキ等が装備された先進安全自動車（ASV）の普及促進を行うなど、市町、関係機関と一体となって、制度の広報啓発に取り組みます。

- ・高齢運転者が当事者となる交通事故を抑止するため、「高齢者ASV（先進安全自動車）購入補助金」（令和元年度終了）により、ASVの普及を促進。

（補助件数：平成30年度 1,628件、令和元年度 2,096件）

- ・「高齢者運転免許卒業生優遇制度」の運用により、運転に不安のある高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境づくりを促進（65歳以上の自主返納者数：平成30年 4,138人、令和元年 5,538人、令和2年 4,966人）

- 交通事故が多発している箇所や、通学路等、緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、バリアフリーに配慮した歩道、自転車歩行者道を計画的に整備するとともに、横断位置を限定するための横断防止柵の設置を行うなど、安全確保のための整備を進めます。

- ・高齢者が安心して通行できるバリアフリーに配慮した歩道・自転車歩行者道の計画的整備および交差点の改良を進めており、今後も引き続き効率的に整備を推進

- 高齢者が道路を安全に通行することができるよう、交通事故の発生状況、地域住民や道路管理者の意見要望等を踏まえ、見やすく分かりやすい道路標識・標示やバリアフリー対応型信号機等の交通安全施設の整備を進めます。

- ・一時停止標識・標示の高輝度・カラー化の更新整備（令和元年、令和2年度において、470箇所の更新整備を実施。

- ・生活道路対策として「ゾーン30」の整備促進（令和元年、令和2年度で2箇所の新規整備を実施。）

- ・押しボタン式信号機の積極的な利用促進のため、信号機のある場所への誘導と、ボタンの押下を促す表示（通称おもてなシート）を56箇所の歩道上に設置。

- ・信号灯器は、輝度が高く、視認性の優れたLEDへの更新を推進。（毎年2%程度のLED化率向上の予定）

- ・歩車分離式信号機の導入（令和元年、令和2年度で3箇所の新規整備を実施し、今後も設置要望のある交差点について、交通量等を精査の上、必要な交差点に歩車分離式信号機の導入を推進。）

4 高齢者虐待の防止

(1) 高齢者虐待防止に向けた広報・普及啓発等

- 各種イベントや講演会等の機会を捉えて、高齢者虐待防止の普及啓発を行うとともに、施設等の職員を対象にした権利擁護等の研修会など、専門職として必要な知識の習得に資する研修の実施に取り組みます。

- ・平成29年度から毎年度「じんけんフェスタ」に参加し、高齢者虐待防止の普及啓発を実施。
- ・介護施設等の看護職員を対象にした権利擁護等の研修会を毎年度実施。

(2) ネットワークの構築・行政機関の連携

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・対応について、迅速かつ的確に対応するため、「養介護施設事業者等による高齢者虐待の防止・対応マニュアル」に基づき、虐待事案に迅速かつ的確な対応を図ります。

- ・令和3年3月に「香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル（養護者編）・（養介護施設従事者等編）」を改訂。
- ・マニュアルを活用して、高齢者虐待事案に迅速かつ的確な対応を図っていく。

- 香川県弁護士会と香川県社会福祉士会で構成する「香川県高齢者虐待対応専門職チーム」と連携し、専門研修や専門相談を実施するなど、市町、地域包括支援センター職員の虐待対応力の向上を支援します。

- ・香川県社会福祉士会（香川県弁護士会と共同で香川県虐待対応専門職チームを構成）へ委託し、市町地域包括支援センターの職員等を対象に、虐待対応の研修を実施。
 - 【平成30年度】 研修会（事例検討）（2回/延べ74名）
 - 【令和元年度】 研修会（事例検討）（3回/延べ87名）
 - 【令和2年度】 研修会（事例検討）（3回/延べ51名）
- ・香川県社会福祉士会へ委託し、高齢者の権利擁護に関する市町（地域包括支援センター）からの無料相談窓口を設置。
 - 【令和元年度】 相談件数10件
 - 【令和2年度】 相談件数14件

- 市町が構築する高齢者虐待防止ネットワークの体制整備を促進し、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図ります。

- ・「香川県高齢者虐待防止・対応マニュアル」の活用により、ネットワークの体制整備を促進。
- ・香川県虐待対応専門職チーム及び県、市町が集まる専門職チームの運営委員会を年2回開催し、体制整備を確認。
- ・香川県社会福祉士会へ委託し、高齢者の権利擁護に関する市町（地域包括支援センター）からの無料相談窓口を設置。
【令和元年度】 相談件数10件、【令和2年度】 相談件数14件

- 養介護施設従事者等による虐待事例に対して、市町と緊密に連携しながら対応を行い、市町における対応能力強化に向けた支援を行っていきます。

- ・養介護施設従事者等による虐待事例に対して、市町と緊密に連携しながら対応を行うことにより、市町における対応能力強化に向けた支援を実施。

(3) 虐待についての相談・支援

- 主たる養護者である家族の不安や悩みを聞き、助言等を行う相談機能の充実を図るため、相談窓口である市町、地域包括支援センター職員に対し、香川県社会福祉士会と連携し専門研修を行い、虐待対応力の向上を支援します。

- ・香川県社会福祉士会（香川県弁護士会と共同で香川県虐待対応専門職チームを構成）へ委託し、市町地域包括支援センターの職員等を対象に、虐待対応の研修を実施。
【平成30年度】 研修会（事例検討）（2回/延べ74名）
【令和元年度】 研修会（事例検討）（3回/延べ87名）
【令和2年度】 研修会（事例検討）（3回/延べ51名）
- ・香川県社会福祉士会へ委託し、高齢者の権利擁護に関する市町（地域包括支援センター）からの無料相談窓口を設置。
【令和元年度】 相談件数10件
【令和2年度】 相談件数14件

5 成年後見制度の推進

- 高齢化の進展に伴い、認知症等により判断能力が不十分となった方の権利を守るために、必要性が高まっている成年後見制度に関する普及啓発を行います。

- ・（社福）香川県社会福祉協議会と連携し、成年後見制度を広く県民に知ってもらうとともに、実際に利用しようとする人にわかりやすく説明するためのパンフレットを作成し、日常生活自立支援事業の相談窓口である県社協、市町社協などで配布。
- ・毎年度、「じんけんフェスタ」に参加し、成年後見制度に関するパネルを展示。

- 成年後見を担う人材の育成と支援体制の強化を図るため、市町の行う市民後見人の養成を支援します。

- ・市町による市民後見人の養成を支援するため、社会福祉法人香川県社会福祉協議会と連携し、市民後見人養成のための基礎研修を実施。
 - 【平成30年度】11/12・19・21開催 受講者延べ 69名 全日程受講者10名
 - 【令和元年度】10/ 3・ 8・10開催 受講者延べ144名 全日程受講者36名
 - 【令和2年度】DVD視聴による受講 64名、YouTube配信 (R3. 1. 5~R3. 2. 28)
- ・市民後見人が円滑に業務を行えるようにするため、社会福祉法人香川県社会福祉協議会や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）と連携し、市民後見人の抱える課題についての相談に応じている。
 - 【平成30年度】 7/18：坂出市、8/21：三豊市、11/14：高松市
 - 【令和元年度】 6/20：坂出市、2/ 5：観音寺市
 - 【令和2年度】 8/27：坂出市、9/18：丸亀市
- ・市民後見人の養成状況（令和2年4月1日現在）
 - 養成実施市町 9市町（高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、三豊市、宇多津町、琴平町、多度津町）

- 相談窓口である市町及び家庭裁判所等関係機関と連携して成年後見制度の利用を促進します。

- ・令和3年度末までに、全国すべての市町に整備することとされている中核機関（成年後見制度利用の相談窓口となり、権利擁護支援を必要とする人に適切な支援が提供できるよう調整する機関）の設置に向けて取組みを行う市町を支援するため、社会福祉法人香川県社会福祉協議会と連携し、関係機関との連絡会を実施。
 - 【平成30年度】参加者 48名（各市町、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会））
 - 【令和元年度】参加者103名（各市町、各市町社協、専門職団体、高松家庭裁判所）
 - 【令和2年度】参加者 63名（各市町、各市町社協、専門職団体、高松家庭裁判所）
- ・地域の実情に応じた中核機関の設置に向けた取組を支援するため、社会福祉法人香川県社会福祉協議会と連携し、圏域別、市町別の連絡会を随時実施。
 - 【平成30年度】7回、【令和元年度】13回、【令和2年度】41回
- ・県内の中核機関整備状況は、令和2年度末現在で7市町（高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、三豊市、宇多津町、多度津町）
- ・9市町（さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町、琴平町、まんのう町）が令和3年度に整備予定。